

## 静岡県施工体制確認型総合評価落札方式による入札実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、静岡県が所管する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、施工能力、技術提案及び価格が最も有利なものを持って申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）に基づき行われる工事のうち、施工体制確認型総合評価落札方式（以下「施工体制確認型」という。）を実施する工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、施工体制確認型とは、総合評価落札方式で、加算点算出のために行う評価のほか、品質確保のための施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う方式をいう。

### (対象工事)

第3条 施工体制確認型の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、執行機関の長が、特に適切な施工体制を確保する必要があると認めたものとする。

### (施工体制評価項目)

第4条 施工体制確認型においては、入札参加者全員について、次の各号に掲げる評価項目について評価を行う。

- (1) 工事の品質確保のための体制など、入札公告等に記載された要求要件の実効性について評価する。
- (2) 工事实施のための施工体制、人員・材料の確保状況など、入札公告等に記載された要求要件の実効性について評価する。

### (施工体制評価点)

第5条 静岡県低入札価格制度による調査等実施要領第2条により調査対象となった者（以下「低入札者」という。）の評価については、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性について、第7条の調査資料の提出により施工体制評価点を付与する。

### (ヒアリングの実施)

第6条 執行機関の長は、施工体制評価点を評価するため、低入札者について、追加資料等の提出後にヒアリングを実施するものとする。なお、提出された追加資料等が入札公告に記載された要求要件の実現確実性に欠けていることが明らかな場合は、この限りでない。

### (調査資料の提出)

第7条 調査資料の提出は、以下のとおりとする。

- (1) 執行機関の長は、低入札者に対して、開札後ヒアリングのための調査資料の提出を求める

ものとする。

(2) 調査資料は次のとおりとする。

調査資料の作成等に要する費用は低入札者の負担とする。

調査資料の返却及び公表は行わないものとする。

調査資料の提出後の修正及び再提出は認めないものとする。

( 施工体制の評価方法 )

第8条 執行機関の長は、施工体制確認型として、次のとおり施工体制評価を加算点に反映させ、技術評価点を決定する。

技術評価点 = { 標準点 + 施工体制評価点 + 加算点(技術提案等に係る得点) × ( 施工体制評価点 ÷ 施工体制評価点の満点 ) + 加算点(施工の信頼性に係る得点) }

( 入札公告等に示す事項 )

第9条 執行機関の長は、施工体制確認型を行う場合、入札公告等に次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 施工体制確認型の対象工事であること。

(2) ヒアリングを実施すること及びその日時、場所等に関すること。

(3) 調査資料の提出を求めること及びその提出期限、内容等に関すること。

(4) ヒアリングに応じない者及び調査資料の全部又は一部を提出しない者等は入札を無効とすること。

( その他 )

第10条 この要領に定めるもののほか、施工体制確認型の取扱いに必要な事項は別に定めることができる。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

2 静岡県交通基盤部施工体制確認型総合評価落札方式試行要領(平成23年6月6日)は廃止する。